コミュニティ・スクール
を始めるにあたって

令和元年度版

京都府教育委員会

目 次

1 はじめに …1～2

2 コミュニティ・スクールについて …2～4

3 コミュニティ・スクールを始めるにあたって …5～35

京都府内の実践・計画事例

1．コミュニティ・スクールのねらい
2．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備
3．学校運営協議会構成メンバーについて
4．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）
5．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）
6．熟議の議題について
7．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について
8．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について
9．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について
10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

掲載事例

1	城陽市	…５～６	7	京丹波町	…20～21
2	京田辺市	…７～８	8	福知山市	…22～23
3	久御山町	…９～11	9	舞鶴市	…24～27
4	精華町	…12～13	10	宮津市	…28～29
5	亀岡市	…14～17	11	京丹後市	…30～32
6	南丹市	…18～19	12	伊根町	…33～35

4 コミュニティ・スクールに関わるQ&A …36～37

0 はじめに

グローバル化や情報化、技術革新など、急激な社会の変化は、子ども達を取り巻く環境の変化だけでなく、学校が抱える課題の複雑化、多様化も生み出しています。このような子ども達を取り巻く環境も含めた複雑かつ多様な課題は、学校だけではもはや解決することはできず、学校や地域、関係機関が一体となって「社会総掛かりでの教育」による取組みが不可欠となっています。その教育の実現のために考えられたのが「コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）」です。また、この「コミュニティ・スクール」については、平成 29 年４月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正がなされ、導入が努力義務化されたことで、より一層、学校と地域が連携を深めることができる仕組みとして各学校での取組みが求められています。

しかし、現在、京都府内の小・中学校・義務教育学校での学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入状況は、令和元年度５月現在、小学校 37 校、中学校 12 校であり、導入率は 16.5%（全国 23.7%）にとどまっている現状があります。

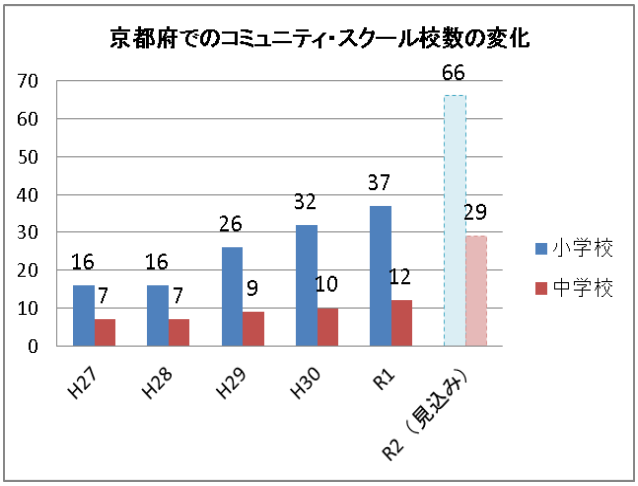

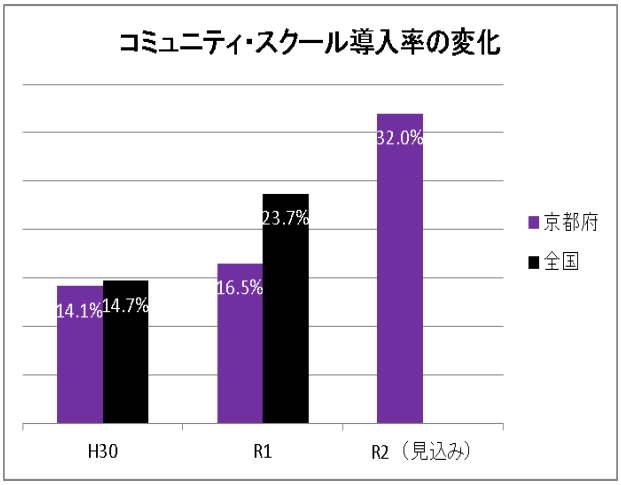

その背景には、まだまだ、コミュニティ・スクールへの理解が十分ではなく、その方法や内容、効果がわからないという実態があると考えています。「そもそもコミュニティ・スクールというものがわからない」、「地域学校協働活動との違いがわからない」、「これまでの地域連携と何が、どう違うのかがわからない」、「新たなことを導入することは、学校や地域、子ども達にさらに負担を増やすことになるのではないか」などの声を伺います。

一方、令和 2 年度以降、京都府内の全ての市町（組合）教育委員会が順次導入を計画・検討しており、学校現場で円滑な導入を図るためにも、コミュニティ・スクールに対する理解を進める必要があると考えています。そこで、今般、本手引きを作成し、本手引きを活用することで学校現場でのコミュニティ・スクールに対する理解の促進を図り、導入が少しでも円滑に進められるようにすることをねらいとしています。

そのため、本手引きには、現在、京都府で既にコミュニティ・スクールを導入している市町の 10 市町と、令和 2 年度から導入を計画・検討している２市町の取組や導入に至るまでの準備計画等を掲載し、「コミュニティ・スクールで何ができるようになるか」や、「実際に熟議（学校運営協議会等で学校や地域が対等の立場で協議を行うこと）を行うには、どのように進めていけばいいのか」

等の疑問に対して、具体的な事例を提示することで、各地域や学校の実態に合ったコミュニティ・スクール導入への参考にしていただけるものと考えています。さらには、京都府内での様々な実践事例を共有することで、各学校における熟議の構成メンバーや熟議での議題、運営などについて具体的なイメージを持つことの一助にしていただければ幸いです。

なお、本手引きに記された京都府内の様々な事例とともに、文部科学省総合教育政策局地域学習推進課から発刊されている「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年 改訂版）（https://manabi-mirai.mext.go.jp/document/pamphlet/CommunitySchool-notukurikata2019.10.pdf）とを併せて参考にしていただくことで、コミュニティ・スクールへの理解を一層深め、各学校、各地域に合った方法を模索しながら、子ども達や学校、地域にとってより効果的で効率の良いコミュニティ・スクールの実現につなげられるようにできればと考えています。

2 コミュニティ・スクールについて

先ずは、「なぜ、今、コミュニティ・スクールが求められるようになってきたのか」について考えておきます。**「１.はじめに」**でも記したように、子ども達を取り巻く環境が大きく変化する中、これからの予測困難な社会を生きる力を子ども達にはぐくむためには、学校だけでなく、地域全体で子どもの成長を支える仕組みが必要です。その視点は、新しい学習指導要領においても、基本的な理念として「社会に開かれた教育課程」の実現という形で示されています。つまり、子ども達が社会とのつながりの中で、自分たちの力で人生や社会をより良くできるという実感を持たせ、未来に向けて力強く進む希望を持たせるためには、これからの学校は、地域との連携・協働した教育活動を充実させることが必要だということです。

そこで、学校や保護者、地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、「地域とともにある学校」への転換を図るために、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会が設置された学校）」が有効な仕組みのひとつと考えられ、その導入が推進されています。

これまでも学校と地域との連携は様々な形で進めてきていただいているかと思います。では、「これまでの学校と地域との連携」と「コミュニティ・スクール」は、どのように違うのでしょうか。大きな違いは、コミュニティ・スクールの導入により学校と地域との関係性が変わるということです。これまでも学校と地域は、様々な連携を行いながら子ども達の成長を支えてきましたが、これまでの連携の多くは、学校の要請により、保護者や地域住民が支援を行うという「支援型」が主な連携となっていました。この関係性は、保護者や地域の方が学校や子ども達が抱えている課題等をよくわからずに「要請する→される」という一方向の関係性になっていることが多くあり、学校の要望に合う地域の方がなかなか見つけられなかったり、地域にある豊富な人材資源を活用しきれないことや、学校でも地域との窓口となる先生に過度な負担がかかるなどの課題がありました。

そこで、「コミュニティ・スクール」では、より良い学校と地域の関係を構築していくために、子

どもや学校の現状や課題、目指す姿などを共有した上で、「学校としてできること」と「地域としてできること」を出し合いながら、子ども達のために一体となって取り組んでいく「協働型」（双方向）での連携を基本の考え方に据えています。これらの仕組みについては、後の「４.コミュニティ・スクールに関わるＱ＆Ａ」にも、制度の違いについて記載していますので、そちらも参考にしてください。

ただ、「コミュニティ・スクール」を導入するには、学校内に「学校運営協議会」を設置する必要があり、その設置の決定や運営委員の委嘱は、その学校を所管する教育委員会が行うこととなります。そのため、コミュニティ・スクールを導入するためには、学校の意思だけで始められるものではなく、教育委員会と協力して進めることが大切になります。

「コミュニティ・スクール」が目指す「協働型」地域連携の実現に向けて、学校運営協議会には主に３つ役割があるとされています。それは、①校長が作成する学校運営の基本方針を承認する、②学校運営に関する意見を教育委員会又は校長に述べることができる、③教職員の任用に関して、教育委員会規則に定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる、の３つです。この学校運営協議会の中では、学校、保護者、地域住民等がともに意見を出し合いながら「どのような子どもを育てたいのか」、「何を実現したいのか」という目標・ビジョンを共有し、それぞれの役割の中で何ができるかを分担し、取り組んで行く協働活動を実現することを目指します。

この学校運営協議会を実際に運営していくにあたっては、次の３つがキーワードになります。

それが、【熟議】、【協働】、【マネジメント】です。

じゅくぎ
熟議

きょうどう
協働

マネジメント

【熟議】：学校運営協議会で話し合うことを「熟議」と呼びます。これは、「熟慮」と「議論」を重ねながら課題解決を目指す対話のことを示した造語であり、この活発な熟議により、子ども達がどのような課題を抱えているのかという実態を共有するとともに、地域でどのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有することができます。

【協働】：これまでは「学校が目指す目標や要望に対して、保護者や地域から支援を受ける」というような学校と地域の関係性が多く見られましたが、熟議を通して学校と地域の信頼関係を構築し、学校運営に地域の人々が参画することで、共通の目標の実現に向けて、役割を分担し一体となって取り組むことを目指すようになります。しかし、熟議で出た意見であっても、すぐにすべてを協働してできるわけではなく、重要なことは、「できることから少しずつ協働でやってみる」ということです。その成果や成功体験によって、徐々に多くの人が関わる協働体制が構築されていくことが、これまでの事例からもわかります。

【ﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄ】：学校運営協議会が設置されればすぐに動き出せるようになるわけではありません。その中核となる学校の校長がリーダーシップを発揮し、共有された目指すべきビジョンの達成に向け、学校内の組織運営にとどまらず、地域との関係を構築し、地域人材や資源等を生かした学校運営を行っていくことが必要となります。

以上のような、３つのキーワードについても、本手引きの中で様々な実践や計画が紹介されていますので、参考にしていただきたいと思います。

今後、各学校においてコミュニティ・スクールの導入が進んでいく中、学校と地域が想いを共有できる場づくりが進み、学校と地域が一体となって協働的な教育活動を少しずつ実現していくことで、学校、保護者、地域の方々が当事者として成果を感じ、達成感を味わえるような成功体験を積み重ねることができます。そのような積み重ねによって理解が一層深まり、さらに効果的で一体感のある取組へと発展していくものではないか、と我々は考えています。

また、学校と地域との協働的な活動を進めるにあたっては、「地域学校協働本部」との連携も不可欠です。この「地域学校協働本部」とは、従来の学校支援地域本部や放課後子供教室等の地域と学校の連携体制を基盤とし、図に示されているように、様々な地域の人々や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成している体制のことです。この「地域学校協働本部」を通じて、学校運営協議会で重ねた熟議の内容が共有され、地域のネットワークの中でさらに役割が明確になることによって、地域学校協働活動としての活動につながります。このように、学校運営協議会だけでなく、地域学校協働本部と一体となって活動することによって、コミュニティ・スクールとしての機能がより効果的なものになります。

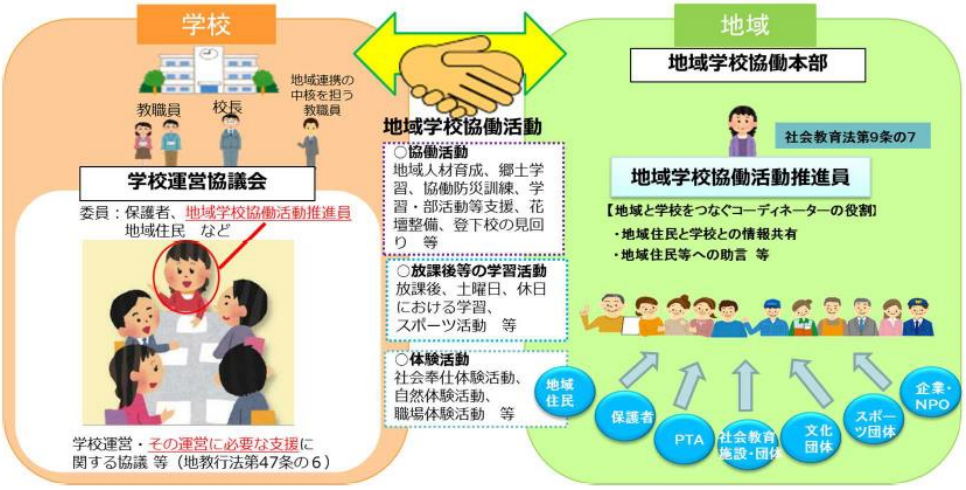

このような連携の核となるのは「地域学校協働活動推進員」です。「学校運営協議会」の委員としてだけでなく「地域学校協働本部」にも関わる立場として、学校と地域をつなぐコーディネーターの役割を担い教育委員会が推進員として委嘱することになります。

以上のような、コミュニティ・スクールの仕組みを理解し、地域学校協働本部と一体的に活動することで、子ども達が地域社会の中で育まれる環境づくりを推進していただければと思います。

3 コミュニティ・スクールをはじめるにあたって

1 城陽市教育委員会における実践・計画事例

1．コミュニティ・スクールのねらい

学校運営に関して城陽市教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画の促進や連携強化を進めることにより、学校と保護者、地域住民等と信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。
（城陽市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の目的より一部抜粋）

2．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

１教育委員会
〇導入前に検討委員会・推進委員会の開催
・全国コミュニティ･スクール研究大会への参加
・コミュニティ･スクール推進委員会設置要綱・運営要領検討
・城陽市立小中学校コミュニティ･スクール構想図作成
・「城陽市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」作成
・導入までの日程・手順について検討
〇広報・説明
・コミュニティ・スクール構想説明資料作成
・城陽市小中学校コミュニティ・スクールに関するパンフレット作成
・教育委員会だよりに関連記事掲載
・保護者あて説明文書
・説明会・研修会の実施
〇予算検討
２学校・教職員
〇学校運営協議会制度の共通理解（学校評議員制度との違いの理解）

3．学校運営協議会構成メンバーについて

連合自治会長、市青少年健全育成市民会議、地域教育懇話会、主任児童委員、校区体育振興会、市スポーツ推進委員、PTA会長、PTA副会長、PTA本部役員、校区民生児童委員、スポーツ少年団、校区社会福祉協議会、元学校評議員、大学教授（校区在住）、地域ボランティア（登下校・読書等）、高齢者クラブ、学校支援地域本部事業コーディネーター、防災推進委員会、地区保護司会、同窓会、校区幼稚園長、社会福祉法人、元警察学校教官、元学校長、元教育委員、教頭、教務主任、地域連携担当教員

〇城陽市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則より
・当該指定学校の所在する地域の住民、当該指定学校に在籍する児童又は生徒の保護者、当該指定学校の教職員、学識経験者、その他教育委員会が適当と認める者
・指定学校の校長は、委員を推薦することができる。
・教育委員会は、前項の規定による推薦があった場合は、これを尊重して委員を委嘱し、又は任命するように努めるものとする。
・委員の定数は、各指定学校につき10人以内で教育委員会が当該指定学校の校長と協議して定める。

4．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

市教育委員会で作成した説明・広報資料を活用し、学校評議員及び関係団体へ各校の校長から説明した。

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

○開催頻度：年に３回程度
○第１回の段取り・準備について
・校内での学校運営協議会に係る共通理解・事前打ち合わせ
・学校運営協議会制度及び委員の役割について共通理解が図れるよう事前理解及び資料準備
・情報共有及び課題やビジョンの共有のための資料準備

６．熟議の議題について

・スクールマネジメントプランを承認するにあたり、情報共有及び目標・ビジョンの共有を図る
・テーマに基づく議題の設定（参考資料：文部科学省のＨＰ）

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

○学校運営協議会及び委員の役割の共通理解
・定期的な情報共有の場（各校区・市内・市外）の設定
・共通理解を図る資料の準備及び活用
○運営協議会の推進
・「熟議」の場の設定・「協働」による取組が出来る体制・校長の「マネジメント」力の３つ視点を大切にする。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

○高校入試の面接練習の充実
生徒の進路実現に向けて、地域の方に面接練習の面接官をしていただいた。企業の面接官の経験やこれまでの社会経験を活かして、的確であたたかい指導や緊張感のある場の設定により、効果的な面接練習となった。また、地域人材の活躍の場や生徒理解のよりよい場にもなった。

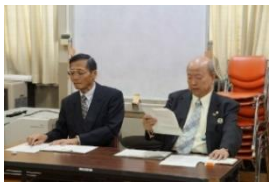

○地域の清掃活動の充実
PTA 主催の通学路や校舎内の清掃活動に係る課題共有を学校運営協議会ですることにより、地域の各種団体とも連携・協働するきっかけになり、地域住民や児童の参加率も上がり、地域ぐるみの取組となった。

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

・学校や家庭、地域の抱える課題について学校運営協議会で共有化することで、様々な立場や団体で解決に向けて取り組んでいる。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

・学校運営協議会で行う協議に加え、熟議・協働・マネジメントの３つの視点を大切にし、情報共有、課題・目標ビジョンの共有、アクションの共有、成功体験の共有をし、共有の好循環を生み出していく。
・各校での実践を市内の学校運営協議会委員で共有し、自校及び自校区の実践に生かしていく。

2　京田辺市教育委員会における実践・計画事例

１．コミュニティ・スクールのねらい

京田辺市で、はじめてコミュニティ・スクールを導入した普賢寺小学校については、小規模特認校制度により校区外からも児童を受け入れているものの、児童数の減少が続いていた。

そのため、児童数の増加を図るとともに、地域や保護者と一体となって歴史と伝統のある普賢寺小学校を活性化していくため、コミュニティ・スクールを導入することとした。

２．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

コミュニティ・スクールを導入する２年前から学識経験者や地元区・保護者の代表者などから構成されるコミュニティ・スクール推進委員会（以下「推進委員会」）を設置し、地域との連携による教育活動や普賢寺地域の歴史文化と創意工夫を生かした特色ある教育課程の研究等の準備を進めてきた。

また、委員による先進地視察も実施した。

３．学校運営協議会構成メンバーについて

地元区代表者６名、学識経験者、PTA 代表２名、地域住民３名（推進委員会元委員）、市民公募委員、学校長、教育委員会職員

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

２に記載している推進委員会の中で学校運営協議会の構成についても協議した。結果として、学校運営協議会の構成は推進委員会と概ね同様となり、推進委員会の委員から各選出母体に声かけ、説明を行った（公募委員は教育委員会が募集）。

なお、推進委員会の委員へは、地元区代表者について、教育委員会が説明会を開催し、学識経験者については教育委員会から、保護者代表については小学校から直接声かけを行った。

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

年３回開催している。

導入当初の段階においては、教育委員会が中心となって運営してきたが、現在は学校が中心となった運営となる。

６．熟議の議題について

議題については、小規模特認校制度、学校評価、学校の教育方針・経営方針・教育課程、年間行事などについて協議している。

また、普賢寺小学校の学校運営協議会では委員を３つの部会に分け、それぞれの部会で年間計画を作成して事業・イベントを行っており、これらの事業については地域の人材や地域の行事を活用して実施し、現在定着してきているところである。

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

「コミュニティ・スクール」がそもそも何なのかを理解いただくのに当初苦労した。
従来の学校とは全く違う、特殊な学校になるといったイメージを持つ方もいたので、説明会を開催したり、推進委員会で作成した「コミュニティ・スクールだより」を配布したりしたが、丁寧な説明が必要だと思われる。
また、導入する小学校教員の理解を得るのも重要である。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

普賢寺小学校ではこれまで「ふるさと普賢寺体験学習」として実施してきた行事を学校運営協議会が設置されたことで改めて考える契機となり、二月堂のお水取りで普賢寺地域の竹を運び出す「二月堂竹送り」の地域行事や、地域の畑を借りて植え付けを行ったじゃがいもの収穫をする「じゃがいも祭り」などのイベントに多くの児童・保護者が参加することとなった。

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

普賢寺小学校では、コミュニティ・スクールの導入にあたって「地域を誇れる子ども、自分の学校を誇れる子」を目指す子ども像として、地域の特色を生かした教育等に取り組んできた。
結果として、小規模特認校制度により校区外から入学する児童も順調に増加し、導入前は 70 人を下回っていた児童数も 100 人程度まで回復した。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

本市においては、現在コミュニティ・スクールを導入している学校は普賢寺小学校１校のみとなっている。
普賢寺地域の人口が減少してきている中で、地域とのつながりが非常に強い学校であるため、地域の方々にも自分たちが学んだ学校をより良くしていきたいとの強い思いがあり、コミュニティ・スクールの導入・運営にあたって理解や協力を得ることができた。
他の学校への導入は未定だが、地域の理解・協力が必要不可欠であると考えている。

3　久御山町教育委員会　における実践・計画事例

１．コミュニティ・スクールのねらい

少子化や就労状況・家庭環境の変化といったことにより、子どもたちを取り巻く環境がこれまでと変わってきている。学校・家庭・地域がベクトルを合わせ、子育てをしていくことが不可欠だと捉え、コミュニティ・スクール導入にいたった。

そこで本町では、「学校運営への参画等を進めることにより、学校と保護者及び地域住民との双方向の信頼関係を深め、地域・家庭及び学校がその教育力を相互に高め、ともに子どもたちの豊かな学びと育ちの創造を目指す。」というねらいを掲げ、取組を進めていった。

２．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

①地域の実態や学校の実情などをふまえ、教育委員会の判断で柔軟な運用が可能となるよう教育委員会規則を定めた。学校の基本的な方針に沿って、特色ある学校づくりを進める観点から、校長裁量予算の導入や拡充、教育委員会への届出、承認事項の縮減など学校裁量の拡大に積極的に取り組む。「子どもに何を学ばせたいのか」「どんな活動を充実させることが必要なのか」など、目的を明確にした意図的な計画づくりが求められた。

②活動を充実させるほど、連絡調整や広報活動をはじめとする事務作業が多くなり、教頭や教務主任への負担が増してしまうため、退職校長や教員など地域とのパイプを持った人材を効果的に活用し、学校と保護者・地域をつなぐコーディネーターとして位置づけることが望ましい。導入時には、委員の人事権の有無、報償費の相場など細かな措置がわからず、手探りな状態での予算化となった。

３．学校運営協議会構成メンバーについて

学識経験者、校区青少年健全育成協議会委員、主任民生児童委員、小中学校 PTA 会長（役員）、おやじの会会長、安全見守り隊、前年度 PTA 会長、こども園 PTA 会長、こども園長など校区関係団体の代表者を中心に構成した。

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

学校運営協議会委員選出の意図としては、これまで地域における各関係機関ではたらきかけてこられた取組をリンクさせ、方針を共有し、より強固な学校組織運営とすることである。そのため、校区関係団体の代表者とベクトルを合わせることが不可欠である。学校長を中心に各関係団体へ丁寧にはたらきかけることで、「地域総がかりで子育て」への第一歩を踏み出すことができた。

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

学校運営協議会は、年間６～７回開催している。昨年度の反省をふまえ、年度当初に学校運営協議会会長及び副会長と教頭が本年度の年間計画や方針についての打ち合わせを実施する。町内の各学校運営協議会と教育委員会との連動、情報交換を目的として、年間２回学校運営協議会会長を招き、久御山学園運営委員会を開催している。地域総がかりで子育てしていくためのベクトル合わせとして有益な時間となっている。

６．熟議の議題について

学校長が打ち出す方針をもとに、学校運営協議会では、「学校運営」「学習支援」「安全支援」の視点を大切にした部会を位置づけている。それぞれの部会では、学校評価や行事に対するアンケートにおける成果や課題などを念頭に熟議を繰り返している。会議の中で結論が出ないことに対しては、各団体の代表者が自分の団体へ持ち帰るなどの連携・調整を図っている。必要に応じ、先進校への視察や講演などによる研修会も開催している。

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

【課　題】
①活動を詰め込みすぎたり、取組に対する成果を求めすぎたりすることで多忙感が生まれる。
②学校運営協議会の思いが強く先行してしまい、保護者や地域との乖離が生まれ、継続した形とならない。
③学校と世間との間に常識・認識の違いがある。
【解決策】
①地域の人間関係の理解・把握
②地域への地道な啓発（コミュニティだより・アンケート・ボランティア募集など）

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

①左義長
PTA 役員やおやじの会が中心となって「やぐら」を組み立てた。子どもたちは、ワラやヨシを運び、高学年児童は大人に教えてもらいながら、やぐらを巻く袴を作った。当日、何時間もかけて作った「左義長」の前で、子どもたちは学級の決意を言ったり、「左義長クイズ」で楽しんだりした。点火して「恵方」に倒すまで、わずかの時間であるが、竹が爆ぜる音に何度もびっくりしながら、１年の無病息災とそれぞれのお願いごとをした。地域に残る伝統のすばらしさを味わう行事となっている。

②コミュニティ・スクール推進委員会・教職員合同研修会
学校と家庭・地域が共に手を取り合って共通理解を深める場とする。話すテーマは、学校の状況によって様々な形となっている。
ex）・登下校の見守り　・農業体験
・宿泊体験　・学習支援
・イングリッシュアドベンチャー　など

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

これまで地域で実施されていた行事や取組は、校区関係団体それぞれの思いで行っていたが、学校運営協議会の中で目的を共有することで、つながりが強くなり、ベクトルを合わせた「地域総がかりで子育て」をする意識が高まった。また、学校運営への参画に対して、敷居が低くなり、年を重ねていくごとに PTA や地域の方々が学校へ足を運ぶ機会が多くなっていった。そして日頃より登下校の見守りや授業参観、学校行事に参加することで、今まで見えていなかった学校の状況や学校へ言い出しにくかったことについて、家庭・地域と学校が共有することができた。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

久御山学園の研修会に PTA や地域・関係団体を招き、子どもたちの将来を見据えた育ちと学びについて理解の深化を図る。学校・家庭・地域の連携がより強固なものとなることで、「子どもたちが行きたくなる」「保護者が行かせたくなる」「地域が誇りに思う」魅力ある学校にしていきたい。
ただ、「前年度の踏襲」「目的意識がない」など活動ありきの取組とならないよう配慮していく必要がある。そのためには、子どもの成長を見据え、意図的・計画的で継続した取組となるよう学校運営協議会と話し合いを重ねていくことが求められる。

＜コミュニティスクール構想図例＞

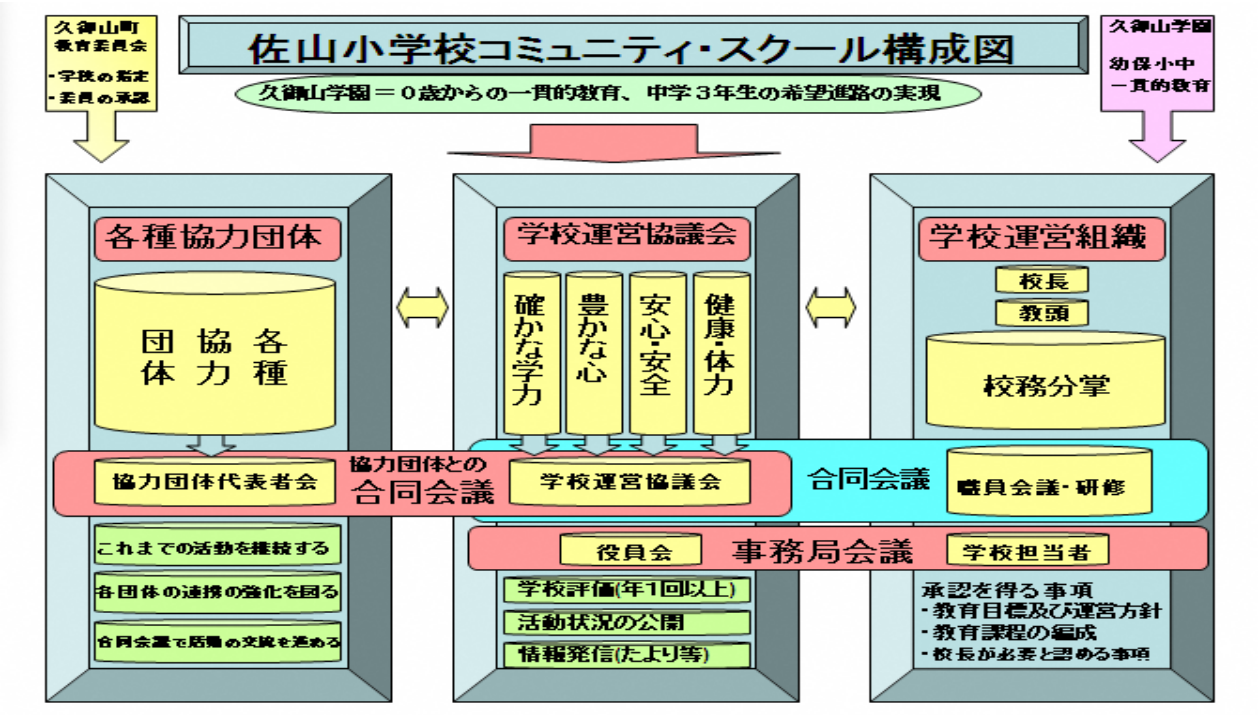

4 精華町教育委員会における実践・計画事例

１．コミュニティ・スクールのねらい

生徒が安心・安全に落ち着いて学校生活が送れるよう、頑張っている生徒の学びを支える教育環境を作るため、学校・家庭・地域が一体となってより良い学校教育の実現を目指す。

２．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

①学校運営協議会規則を制定するにあたり、特に「教職員の任用に関する意見を任命権者に申し出ることができる」の部分について検討し、直接的な文言ではなく「学校運営・体制全般について、教育委員会又は校長に対して意見を述べることができる」とした。

②コミュニティ・スクール導入にあたって、その意義について教職員への周知とともに地域の会合に出向く等して理解を求めた。

導入に先立って、当該校では地域学校協働本部事業のコーディネーターの活用を検討した。校務分掌への位置づけは、活動が軌道に乗った時点で行った。

３．学校運営協議会構成メンバーについて

元 PTA の本部役員や学校評議員、町教委総括指導主事、校長、教頭、教務主任が委員となった。

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

過去 10 年間の PTA 本部役員へ校長が直接電話でコミュニティ・スクールの趣旨を伝え、賛同を得られた方たちに学校へ集まっていただいた。そこでは、学校の生徒指導面での困難さと頑張っている生徒たちへの支援を訴えた。

わが町の学校を、わが町の子どもを良くしたいという強い思いを共有したことが地域の方々を動かしたと思う。

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

学校運営協議会は、年間５回程度開催している。日程調整や案内文の配布、当日の進行等は、CS ディレクターが担当している。

６．熟議の議題について

頑張る生徒への支援を基本に、「コミュニティ・スクールがどのような支援を行えるのか」を検討してきた。現在コミュニティ・スクールが運営している小学生対象のスポーツクラブや収穫祭、地域統一カレンダー、学校支援・校区小中連携、シニア・スクールの各部会は、コミュニティ・スクールの専門部会として派生したものである。

※シニア・スクール・・・学校施設を活用した地域住民の生涯学習の場

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

第一の課題として挙がってきたのが、活動する上での経費をどうするかという問題である。持続可能な取組を計画するとともに、府の施策で活用できるものはないか、自ら調べるとともに関係機関を訪れ、教えていただいた。

活動を開始する時点では支援いただける予算があるが、いずれはなくなることを念頭に計画を立てないと、継続していくのはかなり困難なものとなる。特に人件費の支援が無くなると、運営を担当する人員が少なくなるため教職員の負担が増加することになる。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

① 収穫祭の取組・・・「地域住民を迎えて」

平成22年度から毎年秋に実施している精華中学校コミュニティ・スクールの目玉行事。

収穫した作物を地域の方々にふるまい、中学生と地域の方々の交流を深める場となっている。

企画から当日の運営まで、生徒会を中心にコミュニティ・スクール委員、PTAとの協働で行っている。

② 学校支援の取組・・・「放課後の学習サポート」

シニア・スクール受講生を中心にした学校行事や体験活動、実技教科、放課後学習等での様々な支援。

放課後の学習サポートでは英語検定受検生徒への指導をはじめ、補習学習支援を実施している。

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

地域の方々が学校を訪れる機会が増え、生徒たちの頑張りを認めていただいたことで、生徒の自己有用感が育った。そのため、生徒指導上の問題事象の発生件数が減少するなど安心・安全な学校生活が送れるようになった。

生徒の中に自校を愛する意識が芽生え、校舎を大切に扱うようになった。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

① 更なる発展的取組を進める中で、町内全小中学校の学校運営協議会発足に向けてのモデル校として発信を行い、小中９年間を見通した発展へとつなげる。

② 子どもたちに身に付けさせるべき資質や能力に係る事項や学校行事の在り方に係る事項等、教育課程や学校経営に関する協議の場として発展させていく。

5 亀岡市教育委員会における実践・計画事例

1．コミュニティ・スクールのねらい

【市教委として】

本市では、少子高齢化や人口減少によりここ数年小学校・中学校で小規模校が増加している。また地域社会では人間関係の希薄化や家庭における教育力の低下、家庭の孤立化が見られ、一方学校では発達的な特性からくる児童生徒の問題行動、虐待、不登校、貧困等、子どもをとりまく環境や学校が抱える課題が多様化・複雑化している。このような現状から、本市では「よりよい学校教育を通してよりよい社会を創る」という理念を学校と社会が共有しながら「社会に開かれた教育課程」「社会総がかりで取組む教育」の実現をねらいとしコミュニティ・スクールの導入に至った。その先駆けとして、従来より地域社会との密接な関係が構築されていた亀岡市立東別院小学校においてコミュニティ・スクールを導入した。

【学校として】

亀岡市立東別院小学校で導入した。本校の児童数は平成 8 年度の 179 名をピークに年々減少を続け、平成 28 年度には 20 名となり、複々式の学級編制をせざるを得なくなった。そのような中、地域からは学校存続を希望する声が多くあり、児童獲得のため小規模特認校制度を実施することとなった。その制度を実施するにあたり、地域住民の参画による豊かな体験的学習の一層の充実を目指してコミュニティ・スクールの導入を決めた。

2．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

① 教育委員会として考えたことや働きかけたこと

【市教委として】

・基本的には行政主導ではなく、学校主導で学校運営協議会を設置した。
・本市では学校運営協議会の機能を果たしている組織が数年前より立ち上がっている学校も複数ある。現在、それらの学校に既存の組織を母体としながら学校運営協議会の設置に向け働きかけをしているところである。
・東別院小の取組を参考にしながら所管の各小・中・義務教育学校に導入に向けた働きかけをしていく。
・本市では今年度、地域学校協働本部を 23 地区に設置し地域コーディネーターを配置済みである。今後、学校運営協議会との効果的な連携・協働の促進が期待される。

【学校として】

・学校運営協議会地域・学校の主体的な話し合いや合意のもとで設置できるようにコミュニティ・スクール準備委員会（以下準備委員会とする）を設置し、地域・学校関係者・学識経験者から広く構成員を組織した。
・準備委員会の中で、コミュニティ・スクールの定義やその必要性等について十分協議をし、研修参加や先進地視察に行くことで理解を深めてもらうように努めた。
・地域の学校教育に対する願いや思いを汲み上げるよう、準備委員会に働きかけた。
・地域住民に準備委員会が協議していることを周知するよう求めた。
・地域住民に、コミュニティ・スクールの理解を深めてもらうための取組を進めるように求めた。

② 学校や教職員が考えなければならないと思っていることや導入を進めるに当たっての課題

・本校の児童数減少をはじめとする課題とその課題解決方法の共通認識とコミュニティ・スクールの適切な理解が必要である。
・準備委員会の人選については、将来設置するであろう学校運営協議会の中心的メンバーとなれる人材も含んで、学校教育に理解と自分なりの考えを持っている人を選ぶ必要がある。
・準備委員会の開催、研修、先進地視察、アンケートの計画実施、広報活動等の中心的教員を選出し、校務分掌への適切な配置と活動時間の保証が必要である。

３．学校運営協議会構成メンバーについて

学校運営協議会会長：地元郵便局長
同　　副会長：自治会副会長
同　　委　員：民生児童委員２名、東別院心の教育研修部長、同実践部長、元 PTA 会長
同　　事務局：校長（事務局長）、教頭、教務主任

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

【学校として】

①　準備委員会の活動

・準備委員会を平成 28 年度に立ち上げ、年間６回（６月、７月、９月、11 月、１月、３月）会議を開催した。その構成委員は、自治会関係者２名、各種団体関係者５名、有識者１名、PTA 関係者１名、教職員３名とした。
・７月の会議では、準備委員会と教職員対象に文部科学省 CS マイスターによる研修会を実施した。
・７月には意識調査を全ての地域住民対象に実施し、８月には準備委員会と教職員で先進地を視察した。また、文部科学省主催「地域とともにある学校」フォーラムにも参加した。
・秋には、地域住民を対象にした文部科学省 CS マイスターによる研修会を実施した。

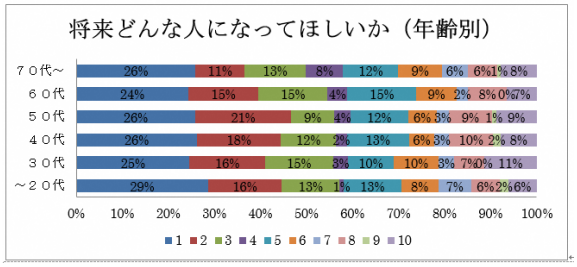

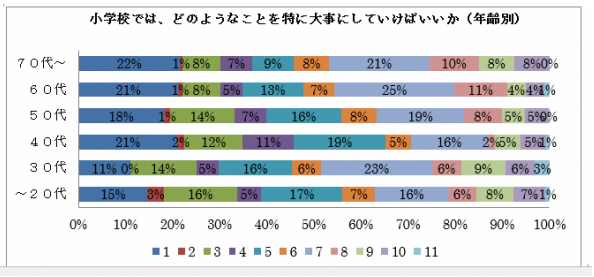

全ての地域住民対象にした意識調査結果（抜粋）

町民研修会の様子

②　委員任命と就任依頼

・準備委員会を中心に様々な取り組みを進めていく中で、準備委員会や地域の中において、コミュニティ・スクールへの理解が進み、積極的に協力していただける方が明確になってきた。また、文部科学省 CS マイスターからは、「熟議を積み上げていくためには、毎年構成員が変わる可能性のある、あて職は駄目である」「校長の都合のよい人材ではなく、真に学校のことを考え、自分は課題解決のために何ができるのかを考え行動できる人を選ぶ必要がある。」という助言をいただいていた。それらのことを勘案して、校長が人選を行い、平成 29 年度の２回の準備員会の中で協議した。その後、校長がそれぞれ直接会って学校運営協議会委員就任を依頼した。

③　就任と任期等

・９月末の平成 29 年度第１回学校運営協議会で、亀岡市教育委員会教育長より２年間の委員任命の委嘱状が手渡された。
・任期は１期２年とするが、再任は妨げないこととしており、学校としては２期程度は継続してほしいと考えていることや、退任する際には責任をもって、次期人選を行い協議会の承認を得てほしいことを伝えている。

教育長による委嘱状の交付の様子

学校運営協議会の様子

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

【学校として】

① 開催に至る経緯

・「４」で記したような経過で、第１回目の学校運営協議会を平成 29 年度の９月末に開催した。

② 学校運営協議会の開催頻度

・二ヶ月に１回の頻度で、定期的に開催している。

③ 会議の準備

・会議の開催日時は、会議の最後に協議会委員で協議して決め、案内等の発送は省略している。

・欠席者については、後日、教頭より電話（必要に応じて文書）で連絡をしている。

・当日の会議の内容については、事務局で協議して協議会長の了解を得た上で、教頭が準備している。

６．熟議の議題について

【学校として】

・「１　コミュニティ・スクールのねらい」ですでに述べたように、本校の課題は児童数減少による複々式、複式学級の解消であり、そのための小規模特認校制度の導入である。如何にして、他地域から児童を呼び寄せるか。魅力ある学校をどのようにして作るか。そのために、地域、学校、保護者は何ができるのか。また、何をしなければならないのか。これが、いつの協議会でも共通して存在する、熟議の大きな課題である。

・そのための具体的な取り組みを、２～３回の協議会で絞って協議している。例としては、年間の行事の持ち方であったり、学校を支援するボランティアの在り方であったりする。

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

【市教委として】

・市教委は現在、教育の質の向上のため学校規模適正化の取組を喫緊の課題として推進しているところであり、２の①に示した一部の学校を除いて、市の全小・中・義務教育学校に学校運営協議会の設置に向けた具体的な動きが停滞しているのが現状であり、課題である。

　亀岡市学校運営協議会の規則をもとに、段階的に所管の学校に学校運営協議会設置に向けた指導助言を行い、文部科学省や京都府が開催する制度等説明会への積極的な参加を促し意識付けを行っていく。

【学校として】

・導入前の「コミュニティ・スクールだより」や町民研修会の開催によって、地域住民や保護者のコミュニティ・スクールに対する理解は進んだものの、講演会の参加率や意識調査の回収率からみて、十分であったとは言えない。コミュニティ・スクールへの関心や意識を高めていけるような「学校だより」や「WEB」による啓発活動をさらに工夫していく必要がある。

・準備委員会の構成員を中心に学校運営協議会委員を人選したが、準備委員会に参加していないで学校運営協議会委員に依頼された人と準備委員会に参加していて学校運営協議会委員に依頼された人との、学校の抱える課題認識の程度や学校運営協議会の果たすべき役割の認識には、想定していた以上の隔たりがあり、当初は議論がかみ合わないことが多々あった。学校の抱える課題認識の程度や学校運営協議会の果たすべき役割など当然と考えていたことを、丁寧に再確認することが大切であったと考える。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

【学校として】
　年間の行事の持ち方では学校地域協働活動事業との連携が協議され「鮎つかみ体験」「地域美化作業」「しめ縄作り」などの事業が協働的に取り組めるようになってきている。また、学校を支援するボランティアの在り方では「読書ボランティアの充実」「花づくりボランティアの新設」が協議され、実際に活動が始まっている。現在は、本校が積極的に取り組んでいる「食農教育」への支援ボランティア募集について協議している。

← 花づくりボランティア

← しめ縄づくり

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

【学校として】
・小中合同運動会ややまびこフェスティバル（学習発表会）等の学校行事への参加者が多くなってきている。特に、本校に児童が通学していない家庭の方が見に来られることが少しずつではあるが増えてきている。
・特認校児童並びに小規模特認校制度に関心を持ち、学校説明会や体験入学を希望する児童・保護者が増加してきており、令和２年度募集では、９家庭 11 人が希望された。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

【市教委として】
　文部科学省の「学校を核とした地域力強化プラン」の趣旨に添いながら、段階的かつスピード感をもって所管の全ての学校で設置に向けた準備を進めていく方針である。先行して実施している東別院小学校の事例を示しながら、準備にむけて市教委がイニシアチブを持ち、各校に学校運営協議会設置の趣旨や理念等について説明し、理解を得ていく必要があると考える。学校運営協議会と地域学協働型本部が両輪として機能させながら「社会に開かれた教育課程」の実現に向けて相乗効果を図る。

【学校として】
・学校運営協議会で、地域の実情を踏まえた特色ある学校づくりを進めていく役割を明確化することが大切であり、地域等による学校支援に関する総合的な企画・立案を行い、地域等の連携・協力を促進していく仕組みを協議、実施していくことが求められると考える。
・学校運営協議会と地域学校協働活動推進事業や学校支援団体との効果的な関係を協議し、持続可能な体制づくりが求められると考える。
・本校では、中学校ブロックで合同運動会を実施したり、年間を通した校内研究を合同で実施したりしている。そのような中、学校間の教育の円滑な接続に資するため、複数校で一つの学校運営協議会を設置できる仕組みについても検討していく必要を感じる。

6 南丹市教育委員会における実践・計画事例

１．コミュニティ・スクールのねらい

少子高齢化が急速に進むことを見据え、学校規模の適正化と教育の質の向上のため、平成 27・28 年に小学校の再編を行い 17 校から７校となった。その背景のもと、これからの急速な社会の変化に対応できる市民を育むため、また、再編後の新たな校区と学校の関係構築をねらいとして、コミュニティ・スクールを導入した。

２．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

平成 27 年度から園部・八木の４小学校で、平成 28 年度から日吉・美山の３小学校で、それぞれの再編・開校と同時に、各校に推進委員会を設置して２年間かけて導入準備をすすめ、平成 30 年度に全小学校にコミュニティ・スクールを導入した。しかし、本市は従来から学校と地域が密接な関係を築いてきた地域だけに、関係者は、従来の依頼・支援を中心とした関係から、家庭・地域・学校の協働を目指すというコミュニティ・スクールの理念の理解に時間を要している。また、今年度は全小中学校(児童自立支援施設内中学校は除く)への地域学校協働活動推進員を設置したことによるコミュニティ・スクールの活性化を受け、令和２年度から全中学校に導入予定である。

３．学校運営協議会構成メンバーについて

南丹市学校運営協議会規則では、委員は保護者、地域住民、学識経験者、当該指定学校の校長及び教職員、その他教育委員会が適当と認める者とし、各校はそれらから委員を推薦している。人数については定めがなく、各校の実態に応じ、校長の推薦に基づき、教育委員会が任命している。保護者、地域住民、校長、教職員が中心ではあるが、地域によっては学識経験者も加わっている。また、運営協議会の要請を受け、教育委員会職員が出席している協議会もある。

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

推進委員会立ち上げ時から、基本的に各学校長が中心となり、従前の評議員を軸に声掛けをしてきた。以降、各校での取組が進むにつれ、また、年齢等による委員の交代時に、多様な年代・立場の者が協議会に入るようになってきている。その際の推薦等は校長だけでなく、運営協議会委員からも推薦される場合もある。

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

教育委員会から一定の目安として年２回～３回が適当との提示をしているが、各運営協議会において回数が異なっている。導入当初は、『熟議の開催』が目的となっている学校もあったが、徐々に熟議のねらいや、熟議を受けて学校運営協議会でどのように取組を進めていくのか見通しをもって熟議を開催する学校も出てきている。「地域とともにある学校づくり」の機運を広め高める目的の熟議から、実際に協働事業を見据えた熟議まで、ねらいに応じた熟議の展開・コーディネートが必要となるが、求めに応じてそのコーディネートや熟議のプログラミングを教育委員会が支援している。同時に、教頭や地域連携担当教職員を対象に熟議のファシリテートの研修も開催してきた。

６．熟議の議題について

熟議のねらいに基づいて議題を設定しており、全市で統一的な議題を設定しているわけではない。初期段階の「協働の理解」を深めるためのテーマとしては、「〇〇学校の子どもたちにどう育って欲しいか。」「〇〇学校に育つ子どもたちの未来を考える。」「子どもたちの未来のために、今私たちができることを考えよう。」等がある。一方、回を重ね、より具体的な取組を生み出すためのテーマとして、「子どもの安全を守るために、家庭・地域・学校がそれぞれ大切にすべきこと、できることについて話し合おう。」「子どもと向き合う時間をとるために、地域・家庭・学校でできることを考えてみよう。」「子どもたちに自分のことを表現する力を付けていくために、具体的にどうすればいいのかを考えよう。」「地域みんなで地震から命やくらしを守るためにできることを考えよう。」等が設定されてきた。

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

本市の学校、特に小学校は従来から密接に地域との結びつきが強く、地域から支えられているため、既に「地域とともにある」という意識が強い。そのため、従前の取組をこれ以上増やすのか？といった理解が多く、コミュニティ・スクールのねらうところの教育目標の共有化・協働にまでは至っていない学校もある。学校運営協議会の導入に当たっては、「支援」を中心とした取組と、教育目標の共有に基づいた「協働」の違い及び学校運営協議会の目指すものを教職員・地域住民の双方が深く理解する必要がある。この意識改革が最大の課題と捉えている。その解決に向け、学校運営協議会委員を一堂に集めた任命式兼研修会の開催や先進地視察、CS(コミュニティ・スクール)マイスターを招いての研修会を重ねている。また、市内の他校の実践から学ぶことで、市全体として取組の充実を図ろうと、学校長、運営協議会会長、地域学校協働活動推進員が一堂に会した交流会も開催している。今後も粘り強く継続的に研修や広報の機会を持つこととしている。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

・学校運営協議会及び熟議で共有した課題解決に向けた具体的取組を、学校経営のためのグランドデザインに落とし込み、さらに具体化するためのアクションプランにおいて「学校でできること」「家庭でできること」「地域でできること」を具体的かつ明確に示すことで、学校・家庭・地域が目標を共有した中で、具体的な取組を進める「協働」につないだ。
・地域学校協働活動推進員が学校における教科学習の取組と、地域の特産品振興を図ろうとする願いをうまく結合させた「カラフル野菜」や、地域・保護者・学校が協働企画した「芦生原生林のフィールドワーク」等の取組は、学校のニーズと地域のニーズをつないだ win-win の好事例と捉えている。

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

〇児童生徒の変容
・質問紙調査における「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」の項目が１年間で 18 ポイント上昇した。
・児童生徒の授業に参加する意欲が明らかに高まった単元がある。
〇地域の変容
・高齢者が、学校教育に関わったことで元気になり、学習発表会等の参観に出向くようになった。等。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

・中学校へのコミュニティ・スクール導入と並行して中学校ブロック運営協議会の連携システムの構築
・学校教職員、地域学校協働活動推進員、学校運営協議会委員への継続的な研修
・PTA の「地域とともにある学校づくり」説明会の実施
・『支援』から『協働』への理解の促進
・地域学校協働活動推進員間ネットワークの構築
・地域学校協働活動推進委員を軸とした各学校運営協議会の一体的推進
・「地域とともにある学校づくり」で生み出される教材のカリキュラム・マネジメントの実現

7 京丹波町教育委員会における実践・計画事例

１．コミュニティ・スクールのねらい

【ねらい】地域とともに歩む学校づくりに向けた推進体制を構築し、学校を核とした地域創生をめざす。

【背　景】人口減少・少子化の波により、教育面においても本町ではことのほか厳しい状況を呈している。田舎ゆえの教育力は一定残されているものの、近年では、その地域の教育力や家庭の教育力も低下してきているのが現状である。
このような状況を踏まえ、コミュニティ・スクールの導入によって、学校・家庭・地域社会が総がかりとなり、学校を核とした地域力の再生・強化につなげたい。

２．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

・学校運営協議会を設立する前段階として、運営協議会設立に向けた各地区や組織・団体の代表からなる学校地域推進協議会を立ち上げ、コミュニティ・スクールの意義やメリットについて研修し、共有する。
・新しい組織（学校運営協議会）等を導入しようとすると、教職員は負担感を持つことが多い。したがって、研修や熟議等、教職員がコミュニティ・スクールの趣旨等をしっかり理解する機会を設定し、学校にとっても有用であることを共通確認することが必要である。
・同様に、地域住民がコミュニティ・スクールの趣旨を理解することが大切であり、そのための広報が必要である。
・さらに、教育委員会としても設置までの計画や見通しを明らかにし、町全体としての方向性を示すことが大切である。

３．学校運営協議会構成メンバーについて

・本町のように少子高齢化に伴う人口減少が顕著な町では、多くの方に様々な役をお願いすることは困難である。したがって、学校評価委員の構成メンバーや学校評議員を兼ねて構成できればよいと考える
・ただし、小学校においては、全ての学校が地域学校協働活動に取り組んでいるので、少なくともその代表の方にも学校運営協議会構成メンバーに入っていただくよう進めたい。

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

・校種別に単独で学校運営協議会を立ち上げる場合と中学校区が１小・１中で構成されているところは、小中合同の運営協議会を立ち上げる場合が考えられる。いずれにしても、地域の各種団体の長と相談し、候補者に口添えをしていただき、学校から声かけをし、町全体としては、教育委員会がバックアップする体制をつくっていきたい。

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

・学校が主体となって年に１～２回程度。

６．熟議の議題について

□運営協議会導入をめざしている学校

【趣旨】地域に対する思い（学校・地域・子ども等のこと）を語り合い、学校と地域が学校教育に対して共通の目標やビジョンを持てる機会とする。

【議題】「こんな子どもに育ってほしいという願いを込めて、学校をより良くするために、地域・保護者・学校ができること」について、小グループに分かれワークショップ形式で意見交流し、グループごとに発表し合った。

□運営協議会導入校（コミュニティ・スクール校）

地域学校協働活動と一体となって取り組んでいるので、熟議というより、その年度の活動に関わる会議や情報交換的な内容となっている。

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

【課　題】

・コミュニティ・スクールの存在自体や意義・メリット等が教職員や校区内の地域住民に周知されていない実態がある。

・教職員の意識として、学校運営協議会等、新しい活動を導入しようとすると、負担感を持つことが多い。

【解決策】

・研修や熟議等、教職員がコミュニティ・スクールの趣旨等をしっかり理解する機会を設定することにより、地域との連携・協働が教育活動の充実や時には、働き方改革にもつながるなど、学校にとっても有用であることを確認することが必要である。

・学校評価委員と評議員制度を学校運営協議会に一本化する。さらに、教職員の自覚を促すために、校務分掌に管理職以外のコミュニティ・スクール担当者を位置付ける。

・地域住民がコミュニティ・スクールの意義・メリットを理解することが大切であり、そのための広報や熟議が必要である。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

□運営協議会導入をめざしている学校

・運営協議会委員になっていただきたいと思っている方からの提案をもとに、地区放送を使って児童が下校のお知らせをすることによって、子どもを見守る機運を高める取組が始まった。

・熟議がきっかけとなり、「子ども見守り隊」の活動が始まった。

□運営協議会導入校（コミュニティ・スクール校）

・学校運営協議会が協議機関、地域学校協働本部の４専門部（食育部会・栽培環境部会・学習支援部会・読書支援部会）が活動機関として、一体的に充実した取組を行っている。

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

・運営協議会委員（地域住民）の発案などによる地域との連携した取組は持続可能な取組となりやすい。

・学校経営方針などを学校と地域が共通理解した上で、行事等だけではなく、組織的・日常的に連携・協働した取組をしていくことが、子どもにとって充実した教育実践ができ、ひいては、教職員の働き方改革を推進することにつながると考える。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

・町教育委員会として、令和２年度を全ての学校へのコミュニティ・スクール導入の準備期間とし、令和３年度中に小学校、４年度中に中学校にコミュニティ・スクールを導入したいと考えている。

・導入をとおしてコミュニティ・スクールのメリットを推し進め、それを基盤に学校・家庭・地域社会が総がかりとなって学校を核とした地域力を再強化し、地域創生につなげたい。

8 福知山市教育委員会における実践・計画事例

１．コミュニティ・スクールのねらい

学校運営への参画等を進めることにより、学校と保護者及び地域住民と双方向の信頼関係を深め、地域・家庭及び学校がその教育力を相互に高める。

２．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

・推進員委員会会則の作成
・推進委員会構成員への協力依頼
・保護者・地域住民への啓発・依頼・目的の周知徹底
・PTA への説明と意見交流
・年間行事計画の作成
・定期的な推進委員会の開催

３．学校運営協議会構成メンバーについて

〇推進委員
・公民館長　・人権擁護委員　・民生児童委員　・主任児童委員　・防犯推進委員
・ＰＴＡ会長　・ＰＴＡ副会長　・保育園長　・小学校長　・中学校長　・小学校教頭

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

美河小学校校区は、旧３つの校区が合併してできた学校で、旧校区には、それぞれ公民館が存在していた。その公民館長が地域の中心であったため、校長が相談に伺い、組織を構築していった。また、各団体を網羅するように推進委員の構成を決め、校長とともに声かけを行った。

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

・原則的に年２回開催
・行事等の実施によっては、打ち合わせ等で臨時的に開催する場合もある。

６．熟議の議題について

◇学校・児童について
・学校経営方針・教育課程・学校評価等の説明と承認
・府いじめ調査について
・全国学力・学習状況について

◇学校運営協議会の運営について
・コミュニティ･スクールについて確認
・役員の選出等
・年間行事計画立案と具体的な打ち合わせ
・本年度の総括と次年度に向けて

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

【課　題】
・毎年行っている行事を繰り返し計画する組織になっている。
・行事の運営・準備等は学校が行うので、学校職員の負担が大きい。
【解決策】
・コミュニティ･スクールの目的を明確にし、その目的達成のための取組を行う。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

・親子レクリエーション
　校内オリエンテーリング大会、連凧作り、地域探訪（地域の名所を見学）

・川遊び体験

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

・学校の様子や児童の様子を地域の方に理解していただいた。
・新しい学習の理解を深めていただいた。
　（外国語活動、プログラミング教育等の授業公開）
・地域の方が学校へ協力的である。
・親子でふれあえる場が設定でき、親子の思い出となる。
・学校の教職員のことを地域の方に知ってもらえる。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

・地域の子どもを育てるという観点で、関わってもらえるような取組や話し合いをする。
・地域教材やゲストティーチャーを紹介する窓口となってもらう。
・学校だけではできない教育や関わりを補えるような組織にする。
・地域の安全を見守ってもらえるような団体との連携や呼びかけができる。

9 舞鶴市教育委員会における実践・計画事例

1．コミュニティ・スクールのねらい

舞鶴市では、平成 27 年度に「舞鶴市小中一貫教育基本方針」を策定し、平成 28 年度より全市的に小中一貫教育を推進している。そのねらいは、①義務教育９年間を修了するのにふさわしい学力の定着、②豊かな人間性や社会性の育成、③小中学校教職員の協働による９年間を見通した一貫性のある指導、である。この小中一貫教育をより効果的に進めるため、学校・家庭・地域が教育目標や課題等を共有し、熟議を重ねることにより、地域ぐるみでよりよい教育環境づくりを進めるための一つの手法として、全ての小・中学校に学校運営協議会を設置することとした。

2．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

① 市教育委員会と舞鶴市小中学校長会の協議により、舞鶴市で進めるコミュニティ・スクールのイメージを共有

② 平成 29 年３月 20 日、「舞鶴市学校運営協議会規則」を制定
既存の「学校評議員会（アドバイザー）」と「学校関係者評価委員会」を「学校運営協議会」へ機能集約し、「学校経営計画への意見と承認⇒点検・評価⇒反映・改善」という一連のサイクルを協議会に一元化するものとして設置する方向性を提示

③ 小中一貫教育の取組を支援いただくことを期待しての設置であることから、小中一貫教育導入のモデル校区から段階的に学校運営協議会を設置することを決定
＜本市の設置年月＞
・平成 29 年７月（２中学校区）・平成 30 年７月（２中学校区）・令和元年７月（３中学校区）

④ 設置予定年度の前年度 12 月～３月・・・中学校区校長会での説明（市教委担当者より）
各学校教職員への説明（校長より）
各学校の「学校アドバイザー」の会議で説明
（市教委担当者・校長より）
地域学校協働活動組織への説明（校長より）
各学校の PTA 新・旧本部役員への説明
（市教委担当者・校長より）

⑤ 設置予定年度４月・・・年度当初の PTA 総会で説明（校長より）
学校便り、ホームページなど様々な機会に広報（学校）

⑥ 学校運営協議会の委員の推薦（５月、校長）

⑦ 市教育委員会が協議会委員を任命（６月　定例教育委員会で承認）

⑧ 各小・中学校において学校運営協議会を設置（７月から）

3．学校運営協議会構成メンバーについて

・委員は、次の方々の中から校長が推薦し、市教育委員会が任命
保護者、地域住民（地域学校協働活動をしている方を含む）、校長、教職員、その他教育委員会が適当と認める方
・身分は「特別職の非常勤職員」となる。また、守秘義務を課している。
・定員は各校 10 人以内（校長・教職員を含む）、任期は２年（再任可、任期途中での交代の場合は、前任者の在任期間）
・委員の報酬と研修費用は市教育委員会で負担

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

・既存の「学校アドバイザー」・「学校関係者評価委員会」から「学校運営協議会」に機能集約した経緯から、設置前年度末の各会議において、コミュニティ・スクールについて説明するとともに、これまでお世話になっていたことへの感謝と引き続きの支援を依頼（市教委、校長）
・学校運営協議会への移行を機に退任される委員もおられたことから、地域学校協働活動組織との連携を図る観点で新たな委員を加えるなど各校の実情に応じて委員を推薦（校長）
・協議会委員への就任については、校長が直接会うなどして依頼

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

協議会は年間３回程度
＜学校の役割＞
・協議会の運営に伴う庶務は、学校が行う。
・協議会が適切な熟議を行えるよう、必要な情報提供に努める。
＜市教育委員会の役割＞
・委員に、協議会の趣旨・役割等について説明を行う。
・協議会の運営状況を把握し、必要に応じて指導及び助言を行う。
・協議会が適切な熟議を行えるよう、必要な情報提供に努める。

６．熟議の議題について

協議会の機能・役割は次のとおり
①校長が作成する教育目標、教育課程の編成、学校経営計画等の基本方針を承認する。
②校長または教育委員会に対し、学校運営に関する意見を述べる。
③学校の運営状況について点検及び評価を行う。

＜各校で議論された例から＞
・校区の児童生徒について語り合おう！
　校区の児童生徒のいいところ
　最近の様子で気になるところ
　学校でできること、家庭でできること、地域でできること
・これからの時代に生きる子どもたちに必要な力とは？
・学校の先生方の働き方改革について

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

・校長の学校運営方針等の承認
→「校長は基本的な方針を作成し、学校運営方針の承認を得るものとする」とされており、コミュニティ・スクールの必須条件となる。ただし、「校長の立てた運営方針を承認するかしないか」という決裁型の承認ではなく、「学校がそのような取組をするなら、地域の私たちには何ができるか」という話合い型の承認ととらえる。
・教職員の任用に関する意見の申し出
→教職員の任用ということは協議会規則の中で強調することはなく、「学校運営等に関する意見の申し出」に含むととらえている。
・導入前の制度や地域連携との違い
→学校運営協議会と地域学校協働活動との一体的な推進が鍵である。協議会での熟議が地域との協働活動に生かされることが、これまでの「支援」から「協働」へと充実していく。
・教職員の負担
→既存の組織を活用し、緩やかに協議会へと移行することで、負担増を最大限防ぐ。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

【青葉中学校】

○平成 30 年度７月に学校運営協議会を設置。平成 24 年に発足した「青葉中学校地域支援協議会」で実際に学校支援活動の中心となって活躍される方が委員となっていることから、一体的な推進が可能となっている。

○年間を通して週２回実施する挨拶運動、園芸活動等の教育環境整備活動、食育や平和学習の講話等の学習支援など、様々な支援活動を展開する他、学校と地域が協働して地域の行事を創り上げている。

↑春と秋に、地域と学校が一緒になって取り組む「与保呂川クリーン作戦」

↑「舞鶴つつじまつり」へ清掃ボランティア、イメージパネル製作、合唱発表等で参画

←「東舞鶴公園桜再生事業」では、地域の方々と一緒に桜の苗木を植樹

【城北中学校区】

○平成 29 年度７月に学校運営協議会を設置。平成 24 年度に「城北中学校地域支援協議会」として発足し、小中一貫教育導入とともに改名した「城北中学校区地域支援協議会」と一体的に推進。

○民生児童委員連絡協議会や PTA 等の校区の各団体と連携した校区一斉挨拶運動や見守り活動、環境整備等の支援活動を行うとともに、中核的な取組として城北中学校生徒会と連携し、「夢プロジェクト」（フジバカマを校区各所に植栽し、アサギマダラを飛来させる取組等）と協働する活動を行う。苗づくり、植栽、苗の贈呈式、手入れ、観察会、におい袋の作成など、地域、保護者、校区の１中学校４小学校が協働して取り組む。

↑地域と小・中合同でのフジバカマの植栽

↑校区小学校での苗の贈呈式

↑校区４小学校の３年生が合同で
観察会（９月）

↑観察会（９月）で、３年生児童を前に
講師を務める地域の方々

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

【児童生徒にとって】

○地域の方々と児童生徒が互いに顔の見える関係となり、児童生徒の頑張りを評価してもらえることが増えた。これは、児童生徒の自己肯定感をはぐくむとともに、地域に根差した活動を大切にしようとする心情を育てることにもつながっている。

【保護者・地域にとって】

○学校支援活動に参加し、児童生徒とふれあうことは、地域の方々にとって生きがいになる。また、地域の活動や行事に児童生徒が積極的に参画することにより、地域の活性化につながると喜ぶ声も届いている。さらに、互いに挨拶が交わせる関係は、安心・安全なまちづくりにもつながっている。

【これまでの「学校アドバイザー会議」との違い】

○現在の学校を取り巻く課題を共有することにより、学校運営協議会の委員自身が課題克服に向けて当事者意識を持って取り組もうとするようになった。学校の取組を理解したうえで、地域として何ができるかを協議会で熟議し、学校支援の在り方を検討したり、保護者へ呼びかける便りを作成したりするなど、主体的な動きが見られるようになった。

　これはまだ一部の学校で見られ出した動きであり、学校によっては「学校アドバイザー会議」の頃とあまり変化がないところもあるのが現状である。今後は、このような学校と地域との役割分担が進んでいくことにより、「支援」から「協働」へと「地域とともにある学校づくり」が充実していくとともに、学校の負担軽減、教員の働き方改革にもつながるものと考えている。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

○各校学校運営協議会での熟議の活性化

　既存の「学校アドバイザー」との違いを明確にし、学校運営協議会設置の意義を実感するためにも、熟議の必要性や効果について学校と共有していく。

○学校運営協議会と地域学校協働活動との一体的な推進

　協議会の熟議の内容を地域学校協働活動にどのように反映させるか、協議会の委員に誰を推薦・任命するのかが、一体的な推進を図るためのポイントとなる。そのためには、「地域とともにある学校づくり」のビジョンを明確に持つこと、地域学校協働活動を推進していくコーディネーターを地域の方に担ってもらう体制づくりが大切である。

○保護者や地域へのより一層の周知

　導入期には丁寧にコミュニティ・スクールのねらいや意義について説明し、周知を図った。地域やPTAの役員等は、年度ごとに替わることもあることから、導入期以降も日常的・継続的にコミュニティ・スクールの周知を図る取組を続けていく必要がある。

10 宮津市教育委員会における実践・計画事例

１．コミュニティ・スクールのねらい

これからの時代を生き抜いていく子どもたちに求められている資質・能力（知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等）の向上は、今まで以上に学校と地域が連携・協働し、一体となってともに育んでいくことが重要となってくる。

こうした中、現在進めている就学前から10年間を見据えた小中一貫教育の推進と併せて、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入することにより、質の高い学力が備わった豊かな人間性や社会性を持った子どもたちを地域全体で育むことができる教育のまちづくりを進めていきたいと考えている。

２．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

① 平成30年度に京都府教育委員会の説明会に参加するとともに、教育委員会内で協議を進め「宮津市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」を定めて、小中一貫教育の「学院」（中学校区）単位で、学校評議員制度を切り替えていく形でコミュニティ・スクールを導入していくことを決めた。
平成31年度（令和元年度）は、小中一貫教育を進める宮津学院・栗田学院においてコミュニティ・スクール試行導入年度とし、「学校運営協議会設置委員会（小中合同評議員会）」を複数回開催して令和２年度の本格導入に向けた準備を進めている。なお、北部四小学校（吉津・府中・日置・養老）については、令和２年度までを協議の年度とし、その後導入していく予定である。

② 学校側の準備として、まず管理職（校長・教頭）への説明及び研修を行い、共通理解を図った。その後、教職員のコミュニティ・スクールに関する理解及び意識の向上をねらいとして、学校単位で教職員研修を実施している。

３．学校運営協議会構成メンバーについて

学校運営協議会委員は、「宮津市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」により、15名以内となっている。宮津市では、小中一貫教育と連動してコミュニティ・スクールを導入するため、学校ごとではなく学院の中（中学校区単位）で一つの学校運営協議会を設置していく。

＜宮津学院＞　◇学校評議員　５名（小中学校評議員）
　　◇民間関係　　１名（元教育委員）
◇公民館関係　１名（公民館長、元青少協委員）
◇就学前施設　１名（現幼稚園長）
◇ＰＴＡ関係　２名（小中学校ＰＴＡ役員）
◇学校教職員　４名（小中学校管理職）

＜栗田学院＞　◇学校評議員　３名（小中学校評議員、２名は現公民館長）
　　◇自治連合会　２名（現自治連会長）
　　◇地域関係　　２名（民生児童委員、地域ボランティア団体）
◇学識経験者　１名（元小学校教員）
◇ＰＴＡ関係　１名（中学校ＰＴＡ役員）

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

＜５～６月＞
◇宮津市教育委員会担当指導主事（コミュニティ・スクール推進コーディネーター）が、全小中学校を訪問し、各校管理職（校長・教頭）に下記の内容について説明する。
・コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入のねらい等
・今年度（試行導入年度）の年間予定について等
＜７～８月＞
◇教頭が学校評議員と日程調整を行い、学院ごとに「第１回学校運営協議会設置委員会（小中合同学校評議員会）」を開催。出席者は、学校評議員、小中管理職（校長・教頭）、教育委員会担当指導主事で、協議内容は下記のとおりであった。
・学校運営協議会制度の趣旨説明及び承諾
・学校運営協議会委員の人選に係る協議
＜８～９月＞
◇学院ごとに、「第２回学校運営協議会設置委員会（小中合同学校評議員会）」を開催。
・学校運営協議会委員の具体的な人選
・設置委員会委員で分担し、学校運営協議会委員候補者に対し説明及び承諾を求める。その結果、上記「３」で明記した委員の承諾を得る。

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

◇令和２年度本格導入のため現段階では計画中であるが、年間６回程度の開催を計画している。

６．熟議の議題について

◇コミュニティ・スクール（学校運営協議会）での熟議については、具体的な議題はまだ決めていないが、「目標を見つけるための会議」、あるいは「目標を達成するための会議」といったように、会議の目的を明確にして実施していきたいと考えている。

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

◇現時点での課題は、与謝野町宮津市中学校組合立橋立中学校に進学する宮津市北部の四小学校で、コミュニティ・スクールをどう進めていくのかということである。北部四小学校では、令和２年度は協議の年度と位置付けている。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

◇現時点では導入前のため回答できない。

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

◇現時点では導入前のため回答できない。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

◇宮津市では、「学校評議員制度」から「学校運営協議会制度」に切り替えていき、コミュニティ・スクールでの熟議を踏まえ、「地域学校協働活動」への展開を考えている。令和２年度コミュニティ・スクール本格導入となる宮津学院、栗田学院においては、地域コーディネーターの人選も進め、「地域学校協働本部」立ち上げに向けた動きにつなげていきたい。そして、学校と地域の効果的な連携・協働が進む体制を構築していきたい。

11 京丹後市教育委員会 における実践・計画事例

１．コミュニティ・スクールのねらい

京丹後市では、京丹後市教育振興計画に基づき、10 年間を見通した就学前からの小中一貫教育を推進し、本市の将来像「ひと、みず、みどり　市民総参加で飛躍するまち」の実現に向けて心豊かにたくましく幸福な未来を切り拓く力とふるさとへの愛着と誇りを持ち新しい価値を創りだす力を育む教育を推進しています。平成 22 年から小中一貫教育の研究をはじめ、平成 28 年度より市内全６学園において小中一貫教育を重要な手法とした学校園・学園の改善に努めてきました。学園内で目指す子ども像を共有し、指導の一貫性・系統性を踏まえた教育の質を一層高めることで、将来にわたって力強く生きる力を育むことを目指しています。全市展開４年目を終え、様々な成果をもとに更なる充実を目指して取り組んでいるところです。

各学園では学校園と地域との連携推進に係る協議会を立ち上げ、学園の「目指す子ども像」や取組計画、学園評価等について情報提供を行うとともに、学園全体の連携した方針や取組について協議を行っています。名称に学園教育応援会と名付け、地域が一体となって学園の教育活動を応援していただいたり、地域を背負う人づくりのための議論をしたりしている学園もあります。こうした取組を更に一層強化し、地域とともにある学校園・学園づくりを進める観点から、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づき、令和２年４月からの「学園運営協議会」への移行を進めています。

２．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）を導入するにあたっての準備

平成 30 年度より６学園のうち、先行して取り組んでいた２学園をモデル学園と指定し、「学校・地域連携推進協議会」の具体的な活動の中で、学園の方針や評価について説明し、意見をいただいたり、学園に対する支援の在り方について議論いただいたりするなど取組を進めました。

その成果を踏まえ、平成 31 年度４月から、全６学園をモデル学園とし、各学園の「学校・地域連携推進協議会」の場において市教委担当が「コミュニティ・スクール」の意義や進め方について説明するとともに、１年間かけての研究課題を提示するなどして、進めてきました。今後、研究課題を小中一貫教育学園コーディネーター会議の中で整理し、市小中一貫教育研究推進協議会に報告する中で、より良い推進について検討していく予定です。

実際に進めるにあたっては、市費の小中一貫教育学園コーディネーターを全６学園に１名ずつ配置しており、学園の事務局として小中一貫教育の推進上の様々な事務を進め、取材や広報にも力を発揮しています。コミュニティ・スクールの導入にあたっても、コーディネーターが中心となって対外的な交渉等も進めています。

３．学校運営協議会構成メンバーについて

現在の「学校・地域連携推進協議会」においては、地域の区長代表、各単位 PTA 代表、学校評議員代表、学校関係者評価委員代表、民生児童委員代表、公民館長、各学校園所長、学園コーディネーター等が選出され、活躍いただいている。

学園運営協議会においては、①幼児児童生徒の保護者、②校区内の住民、③校長及び教職員、④地域学校協働活動推進員またはそれに準ずる者、⑤その他教育委員会が適当と認める者としていますが、基本的には推進協議会のメンバーを基に教育委員会が委嘱していきます。

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを予定しているのか。

これまでの「学校・地域連携推進協議会」の活動実績がありますので、各学園の経営会議の中で、市の規則に基づき推薦者を検討します。それをもとに学園事務局である小中一貫教育学園コーディネーターを中心に学校園所長が依頼をしていく予定です。

５．熟議を開催している頻度について（年に何回程度の開催を予定しているのか）

各学期に１回、計年３回を予定しています。役員会形式の学園については、全体会を２回、役員会を３回程度行っていくこともあります。

６．熟議の議題について

コミュニティ・スクールは校園長の権限と責任の下、地域住民及び保護者による学園運営への参画と運営への支援協力を推進することにより、学校園・学園と地域住民等との間の信頼関係を深め、地域とともにある学校づくりを進め、将来に夢と希望を持って生き生きと学ぶことのできる児童生徒の育成を目的としています。

そこで本市のコミュニティ・スクールにおける協議会の議題は次の４点を考えています。

①学園の教育目標及び経営計画、教育課程の基本方針等の承認

②学園の運営について意見を述べるとともに、運営状況等について評価を行うこと

③学園の運営への必要な支援を協議すること

④地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるように広報すること

また、上記４点の議題を通して、各学園の特色ある取組を進め、地域の一員として結びつきをさらに強めていくことを目指していきます。

７．学校運営協議会の導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

本市の場合「学校・地域連携推進協議会」をベースに進めているので、導入に当たっての大きな課題は見られませんが、実際の話し合いや活動を進めていく中で、委員のうちPTA役員や地域の関係団体から選出していただいている場合、毎年変わられることもあるので、継続的な議論になりにくい部分はあります。ただ、地域の関係団体の中でも、数年にわたって役員をしておられる方もありますので、そうした方をできる限りお願いするようにしていきたいと思います。

８．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）により取り組まれた協働的な具体事例について

来年度からの実施ですので、今後の実践になる部分ですが、すでに、各学園の「学校・地域連携推進協議会」が中心となって、「あいさつ運動」や教育講演会を開催するなど、様々な取組を学園ごとに進めています。

また、本市では地域学校協働本部事業における地域コーディネーターを６学園ごとに市費で配置し、地域住民の方がボランティアとして学校園・学園の教育・保育活動に参加していただく際のコーディネートをお世話になっています。以前は各地域公民館で活動していただいていましたが、現在は各学園の中心である中学校でその任務を進めていただいており、小中一貫教育学園コーディネーターと一緒になって、学校支援が進むような体制を目指しています。コミュニティ・スクールの会議や事業についても事務局として活躍していただく予定です。

９．コミュニティ・スクール（学校運営協議会）導入後に見られた変化について

この点も来年度からの実施ですので、今後の実践による部分ですが、学園の基本方針や取組が地域や保護者の願うこれからのまちづくりや人づくりと一体的につながることを目指していきたいと考えています。その結果として、学校園・学園の取組への理解がさらに進み、ボランティアなど日常的な学校園・学園への支援につながること、更には地域に学び、地域とともに活動することを通して、地域に貢献できる人材の育成につながるように進めていきたいと考えています。

10．これからのコミュニティ・スクール（学校運営協議会）の方向性について

これからの目指す方向性は上述のとおりです。それに向けて、以下のように進めていきます。

①現在各学園で４つの研究課題を基に実践を進めており、それを市としてまとめ、互いに学びあうことにしています。

②教育委員会事務局では、学園運営協議会規則を検討し、教育委員会議で審議いただく予定です。

③各学園では、規則を基に会則の策定と協議会委員の人選を進めていきます。

④令和２年４月以降、協議会を開催し、教育委員会より委員の委嘱をし、取組を進めていきます。

12 伊根町教育委員会における実践・計画事例

１．コミュニティ・スクールのねらい

平成 16 年６月に文部科学省から「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」一部を改正する法律の施行についての通知があり、平成 16 年９月９日からコミュニティ・スクール（学校運営協議会）制度が導入された。

これを受けて、伊根町では、コミュニティ・スクール制度の調査研究について、平成 20・21 年に本庄小学校で文部科学省の指定を受けた。引き続き、平成 22・23 年に伊根小学校、平成 25・26 年に本庄中学校がそれぞれ指定を受けた。この調査研究において、コミュニティ・スクール推進委員会を設置し、会則を定め、委員を委嘱し、推進委員会の組織を整備し、地域に信頼される学校づくりを実現するための実践を重ねてきた。

すべての公立学校において、コミュニティ・スクールを目指すべきであるという中央教育審議会の審議を受けて、平成 27 年 12 月に文部科学省から、このコミュニティ・スクール導入等促進事業の申請及び教職員定数加配措置の通知があった。この通知を受けて、平成 28 年４月１日より伊根中学校が指定を受け、調査研究を推進した。

各校の実践を踏まえ、以下のねらいでコミュニティ・スクール制度を導入している。

（１）将来の地域を担う心身ともに健全な子どもを育成する。
（２）保護者と地域住民による学校運営への協力と参画を進める。
（３）地域人材、資源を活用し、教育活動の充実を図り、地域を愛する子どもを育成する。

２．コミュニティ・スクールを導入するにあたっての準備

① 教育委員会としての事前準備

１　伊根町教育委員会規則の準備

（１）伊根町学校運営協議会の設置に関する規則
（趣旨）（協議会の目的）（設置）（基本的な方針の承認）（意見の申出）（運営に関する評価と情報提供）（委員の任命）（任期）（報酬等）（会長及び副会長）（会議）（守秘義務等）（指導及び助言）（委員の解任）（運営に必要な事項）（庶務）（委任）
（２）予算措置
（３）教育委員会の承認
（４）委員の任命の準備（様式等）
（５）周知と研修

② 学校（教職員）が、準備しなければならないと思うことなど

（１）教職員への学校運営協議会設置目的等の周知
（２）保護者・地域住民への周知
（３）地域学校協働本部との連携
（４）担当教員の任命
（５）年間活動計画の作成
（６）校務分掌との関連づけ

３．学校運営協議員会構成メンバーについて

学校運営協議会の委員のメンバー

【本庄小学校】

学校評議員(PTA 本部経験者、地元の産業にリーダー的に係わっておられる方等)
※男女比、年齢構成も考慮

【伊根小学校】
○平成 30 年度以降
学校評議員(PTA 本部経験者、地元の産業にリーダー的に係わっておられる方等)
○平成 29 年度以前
伊根・朝妻地区区長協議会会長、民生児童委員協議会会長、主任民生児童委員
学校評議員、伊根小学校 PTA 会長・副会長、伊根小学校校長・教頭
【伊根中学校】
○現在
区長、公民館長、地域学校協働本部、学校評議員
中学校教員　※兼職あり。
○研究指定時
区長、公民館長、民生児童委員、学校支援地域本部、学校評議委員
中学校教員　※兼職あり。

４．当初の学校運営協議会の委員へ、誰が、どのようにして声かけを行ったのか（予定しているのか）

平成 28 年４月１日、伊根中学校がコミュニティ・スクール導入等促進事業指定を受け、地域住民や保護者が学校運営に参画する仕組みを目指して、会則、委員の委嘱、研修、協議会の開催など導入の促進事業を順次進めていき、各校で、学校運営協議会について説明を行った。
学校運営協議会の委員について、中学校では、前年度までの推進委員会等で意見を聴き、推進委員会のメンバーを中心に推薦し、教育委員会が任命した。
小学校では、学校評議員等で意見を聴き、学校評議員を中心に推薦し、教育委員会が任命した。

５．熟議（運営協議会）を開催している頻度について（年に何回程度の開催をしているのか）

年２回
管理職が中心となって、第１回目は学校教育目標の承認や年間計画の確認、総合的な学習の時間への協力依頼等を中心に行っている。

６．熟議の議題について

子どもたちの実態を共有するとともに、どのような子どもを育てたいのか、何を実現したいのかという目標・ビジョンを共有する。
○どのような子どもに育ってほしいか。
○地域の教育力をどう教育に生かすか。
○登下校時の安全をどう確保するか。
・伊根町学校運営協議会の設置に関する規則等について
・学校の学校経営について(学校目標・学校経営計画・年間行事計画)
・学校の児童生徒の様子や取組について
・ふるさと学習（伊根学）について
・児童（生徒）の登下校について
・学校に対する意見等について
・講師依頼等を含めた協力依頼について

７．コミュニティ・スクールの導入にあたっての「課題」と、それに対する「解決策」について

【課　題】
○報酬の関係で、委員の人数、学校運営協議会の実施回数等に制限ができる。
○人選や依頼の仕方、またその方々への趣旨説明（どこまで意見を求めるのか、委員の権限等）
○引き継ぎや周知が図りきれず、異動等により、衰退。

【解決策】
○規則の見直しを検討する。
○保護者・地域住民等に対しての制度の周知
○学校運営協議会委員に対しての制度の周知
○学校運営協議会の充実による地域との組織的な連携
○学校の管理職・教職員に向けての制度の周知と研修（十分な理解）
○学校全体としての推進
○熟議により多くの教職員や地域住民が参加できる体制づくり

８．コミュニティ・スクールにより、取り組まれた協働的な具体事例について

・伊根浦舟屋美術館散策　ボランティアガイド
学校運営協議会に協力していただき、伊根町観光協会と連携して指導講師を依頼し、指導していただいている。当日も講師の方にアドバイザーとして同行していただいている。

・総合的な学習の時間における各地域との連携
（櫓漕ぎ・ロープワーク体験の講師及び支援、和束町交流事業における散策ガイドの指導等）
学校運営協議会に協力していただき、伊根地区公民館・伊根浦創造塾と連携を図り、講師及び支援を受けている。櫓漕ぎ体験・ロープワーク体験については、公民館事業の一環として行っている。

９．コミュニティ・スクール導入後に見られた変化について

・地域の歴史や考え方・風習などがよく分かり、学校運営協議会委員の方に地域の視点から助言していただけるので相談しやすくなったし、いろんな地域の状況を教えていただけるようになった。
・地域の方の声が学校に寄せられることが多くなった。
・ふるさと学（総合的な学習の時間）など、地域の方の話を聞きたいことなど、困ったら相談にのってもらうことができるようになった。
・総合的な学習の時間の内容が充実し、学習や取組の内容が地域に周知されている。
・関係諸機関との連携が推進され、地域に貢献する内容の取組が多い。
・他者からの良い評価が多くあり、生徒の自尊感情の醸成に役立っている。
・外部への発信の場が多く、生徒のプレゼンテーション能力の育成に効果があり、評価も高い。

10．これからのコミュニティ・スクールの方向性について

・伊根小学校・本庄小学校・伊根中学校が、より一層系統的・継続的な教育を推進するため、三校合同の学校運営協議会を立ち上げる。
・小小連携、小中連携を図りながら、熟議の機会や内容等について、より適したものにしていく。
・地域学校協働活動と学校運営協議会の役割を明確にする。
・地域が学校にできること、学校が地域にできることを確認し合って取り組むことによって、お互いが高まり合えるような関係になることを目指す。

4 コミュニティ・スクールに関わるQ&A

Ｑ１　本校では、すでに学校支援活動が行われ、また地域住民等に学校評議員にも入っていただいており、地域連携が進んでいるが、学校運営協議会は必要か？

Ａ１　今日の学校を取り巻く課題に適切に対応するためには、地域住民等との連携・協働体制を構築し、その協力を得ることが不可欠です。地域住民等の協力により実施される学校支援活動を地域学校協働活動として効果的に実施するには、活動を担う地域住民等も、熟議等の実施により、校長が作成した学校運営の基本方針はもとより、学校の現状や課題等を的確に把握し、ビジョンや目標の共有を行うことが大切です。

これまで保護者や地域住民等から意見をもらう仕組みとして「学校関係者評価」や「学校評議員制度」があり、開かれた学校づくりに向けて一定の役割を果たしてきました。しかし、これらは、校長の求めに応じて個々に意見を述べてきた仕組みであり、複数の構成員の合議によって、その意思を決定する「合議体」としての意見ではありません。

「学校運営協議会制度」は、校長の求めに応じて意見を述べるだけでなく、一定の権限と責任をもって「合議体」として、意見を述べることができるようになるということが大きな違いです。

また、校長が作成する学校運営の基本方針の承認を通じ、学校運営についても、**学校と地域が「対等な立場」で協議するという重要な役割**があります。この学校運営協議会制度の導入により、地域住民等がこれまでよりもさらに当事者意識を持って学校運営に参画してもらうことを通じ、学校と地域の連携・協働体制が組織的・継続的に確立され、「地域とともにある学校づくり」の実現に向け、効果的に協働を進めることができます。

それらのことを踏まえ、学校評議員から段階的に発展させながら、学校運営協議会委員にスムーズに移行していくこともひとつの方法といえます。

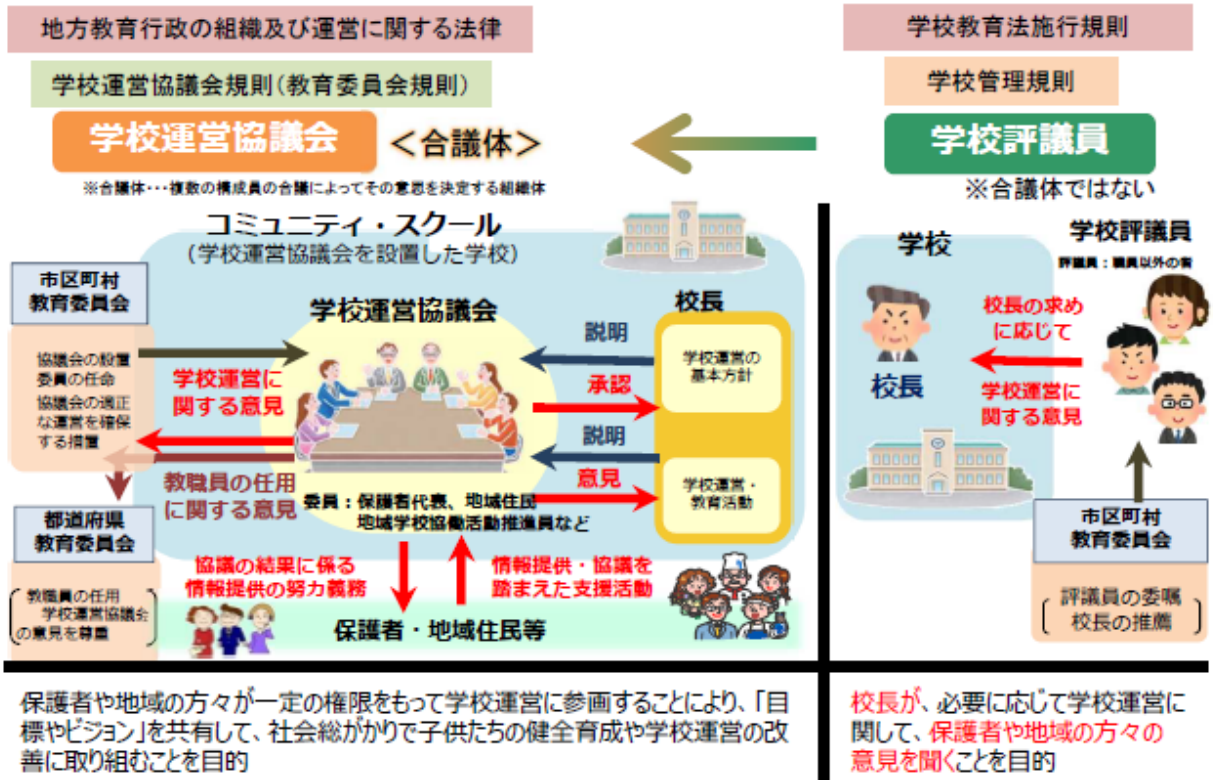

※文部科学省総合教育政策局地域学習推進課発行 「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年 改訂版）P.16ページ参照

Ｑ２　学校運営協議会を設置することで、教職員の負担が増えるのではないか？

Ａ２　学校運営協議会の設置前後は、組織作りや協議会の開催に関する事務に加え、保護者や地域住民等への理解促進等を地道に行う必要があります。そのため、協議会の運営が軌道に乗るまでに一定程度の稼動が必要となります。その負担を軽減するために、立ち上げに関わるＣＳディレクターを活用することも考えられます。現実的には、「学校関係者評価」や「学校評議員制度」に関する機能は、学校運営協議会の仕組みに組み込むことで組織を統合することが可能であり、会議を減らすことができるだけでなく、学校運営協議会が組織されていることで、想定外の協議案件が発生しても、改めて会議体を作る必要がなかったという実例が多く報告されています。

コミュニティ・スクールは、学校・家庭・地域が「何を目指すのか」という目標やビジョンを共有し、「何に取り組む必要があるか」等について協議する仕組みですので、学校・家庭・地域が適切な役割分担（例：学校業務や行事の仕分け等）を行えば、必ずしも教職員の負担増につながることはありません。

コミュニティ・スクールを通じて、教職員が地域住民やさまざまな組織とつながり、顔が見える関係になることで、職場体験等で協力していただける企業や団体等を容易に見つけることができたり、学校の理解者が増えることで、苦情の件数が減ったりするなどの効果も現れています。

Ｑ３　学校運営協議会と地域学校協働本部とはどうちがうのか？

Ａ３　**「学校運営協議会」**は、教育委員会から任命された保護者や地域住民などが、一定の権限と責任をもって、学校運営に参画する法律上の仕組みであり、その目指すところは「地域とともにある学校」であり、学校と地域がパートナーとして連携・協働し、地域でどのような子ども達を育てるのか、何を実現していくのかという目標やビジョンを地域住民と共有し、一体となって子ども達を育むことにあります。

一方、**「地域学校協働本部」**は、従来の学校支援地域本部や放課後子供教室等の地域と学校の連携体制を基盤とし、より多くの地域の人々や団体等が参画し、緩やかなネットワークを形成することにより、「地域学校協働活動」を推進するための体制のことです。それらの連携・協働は、地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等、幅広い住民等の参画によって成り立ちます。

また、「地域学校協働活動」とは、地域と学校が連携・協働して、放課後子ども教室や登下校の見回り等の地域全体で子ども達の成長を支えていく活動を総称したもので、その活動は、**「学校運営協議会」**から出された要望に応じて実施することも含まれます。

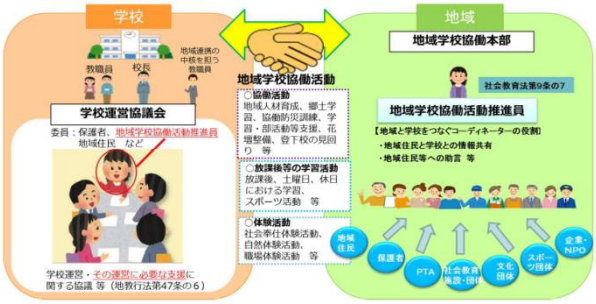

※文部科学省総合教育政策局地域学習推進課発行「学校運営協議会」設置の手引き（令和元年 改訂版）P.18ページ参照

Ｑ４　府立学校でのコミュニティ・スクールをどう考えればいいか？

Ａ４　府立学校のように、必ずしも学校周辺地域に子ども達が住んでいない場合であっても、学校運営協議会制度の活用により、学校がどのような想いで運営されているのかなどを所在地域の理解を得ることは大切であり、子ども達の通学時の様子等を地域として見守る意識を作っていくきっかけにもなります。

また、通学してくる子ども達の住んでいる地域が広域である利点を活用して、進路先の企業や大学等の有識者の方々にも運営委員に関わっていただくことで、幅広い取組が可能となります。

京都府版コミュニティ・スクールの手引き
～コミュニティ・スクールを始めるにあたって～

令和２年３月 31 日
発行・編集　京都府教育委員会

TEL075-414-5833（学校教育課）